

# 荒川における減災のためのソフト対策のあり方懇談会 規約（改訂案）

## （適用）

第1条 本規約は、国土交通省荒川上流河川事務所が開催する「荒川における減災のためのソフト対策のあり方懇談会」（以下「懇談会」という）に適用する。

## （目的）

第2条 本懇談会は、荒川上流部における「水防災意識社会」再構築にあたり、減災のための住民目線のソフト対策のあり方等について、荒川上流河川事務所が、今後、減災に係る取組み及び対策を検討するために必要な意見を各有識者から聴取することを目的として設置する。

## （組織）

第3条 懇談会は別紙に定める委員により組織され、座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理し懇談会を代表する。
- 3 座長は、懇談会の総意により決定する。

## （委員）

第4条 委員は、荒川上流河川事務所長が委嘱する。

- 2 懇談会は、必要に応じて別紙委員以外の関係者を招集することができる。
- 3 委員委嘱は、2年間を基本とするが、再任は妨げない。

## （運営）

第5条 懇談会は、座長の統括により活動する。

- 2 懇談会は、座長が必要と認めたときに開催する。

## （費用負担）

第6条 懇談会に係わる費用（旅費及び謝金）は、荒川上流河川事務所で負担する。

## （事務局）

第7条 懇談会の事務局は、荒川上流河川事務所計画課におく。

## （雑則）

第8条 本規約に定めるものの他、懇談会の運営に必要な事項は、懇談会に諮って定めるものとする。

附則 この規約は、平成28年6月21日から適用する。

附則 この規約は、平成30年4月26日から適用する。

(別紙)

## 荒川における減災のためのソフト対策のあり方懇談会

### 委員名簿

(五十音順・敬称略)

#### 委員

伊藤 みゆき NHKラジオ 気象キャスター

小嶋 文 埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授

知花 武佳 東京大学大学院 工学系研究科 准教授

深川 聡 (株)エフエムナックファイブ 放送本部 編成制作部長

藤田 一彦 (株)テレビ埼玉 営業局 営業部長

吉田 俊一 (株)埼玉新聞社 編集局長